

秋田県公報

| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 規則 | |
| ○秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(三六・医師確保対策推進チーム)..... | 1 |
| 告示 | |
| ○認定リサイクル製品の調達の状況の公表(三〇二・環境あきた創造課)..... | 1 |
| ○道路区域の変更(三〇三・道路課)..... | 1 |
| ○道路区域の変更及び供用開始(三〇四・道路課)..... | 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了(三〇五・由利地域振興局建設部)..... | 2 |
| ○建築基準法による道路位置の指定(三〇六・三〇七・由利地域振興局建設部)..... | 2 |
| 公告 | |
| ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)..... | 3 |
| その他 | |
| ○平成二十年行政書士試験の実施..... | 3 |

| 規 則 |
|---|
| ○秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(三六・医師確保対策推進チーム)..... |
| ○認定リサイクル製品の調達の状況の公表(三〇二・環境あきた創造課)..... |
| ○道路区域の変更(三〇三・道路課)..... |
| ○道路区域の変更及び供用開始(三〇四・道路課)..... |
| ○開発行為に関する工事の完了(三〇五・由利地域振興局建設部)..... |
| ○建築基準法による道路位置の指定(三〇六・三〇七・由利地域振興局建設部)..... |
| 公告 |
| ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)..... |
| その他 |
| ○平成二十年行政書士試験の実施..... |

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年七月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十六号
秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則(平成十七年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。
第十九条中「循環器科」を「循環器内科」に改める。

附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則第十九条の規定の適用については、当分の間、同条中「循環器内科」とあるのは、「循環器科、循環器内科」とする。

告 示

秋田県告示第三百二二号
秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第四十四号) 第十一条第二項の規定により、平成十九年度における認定リサイクル製品の調達の状況を次のとおり公表する。
平成二十年七月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

| 品 目 | 認定製品数 | 調達製品数 | 調達額概算(千円) |
|-----------------------|-------|-------|-----------|
| 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品 | 一三八 | 五七 | 六九〇、三四七 |
| バーク堆肥 | 五 | 五 | 一三〇、二八三 |
| 植栽基盤材 | 十一 | 四 | 八六、四三六 |
| 木質系舗装材 | 九 | 三 | 二七、五八二 |
| 木製工作物 | 八 | 四 | 二四、三八四 |
| その他 | 三〇 | 一三 | 五二、七二三 |
| 合 計 | 二〇一 | 八六 | 一、〇一一、七五五 |

備考 調達額概算とは、調達製品の希望販売価格に調達数量を乗じて得た額をいう。
秋田県告示第三百三三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十年七月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

| 一 道路の区域 | | 道路の種類 | | 区 間 | |
|-----------|-----------|-------|--------------------------------|-------------|------------|
| 新 | 旧 | 旧新別 | 路 線 名 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
| 耳取後三年停車場線 | 耳取後三年停車場線 | | 横手市大雄字佐加里六二番一地先から黒川字館西三五番三地先まで | 三・〇〇～一六・〇〇 | 〇・六八六 |
| 耳取後三年停車場線 | | | 〃 | 一一・〇〇～五六・〇〇 | 〇・六八六 |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成二十年七月八日から同月二十二日まで

秋田県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

| 道 道 | 道路の種類 | | 区 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|--------|--------|----------------------------|--------------------------|--------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 横手東成瀬線 | 横手東成瀬線 | 横手市山内土淵字岩瀬三四番五地先から九四番五地先まで | 横手市山内土淵字岩瀬三四番五から九四番五地先まで | 六・〇〇〇～一四・〇〇〇 | 〇・四六六 |
| | 横手東成瀬線 | 横手市山内土淵字岩瀬三四番五から九四番五地先まで | | 七・〇〇〇～一八・〇〇〇 | 〇・四六六 |

二 供用開始の期日 平成二十年七月八日
三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十年七月八日

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年七月八日から同月二十二日まで

秋田県告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成二十年一月十一日付け指令由建一二千百八十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第

二 開発区域に含まれる地域の名称
由利本荘市大内三川字弘川四十番三の内、四十一番一の内、四十一番二の内及び百四十六番一の内並びに岩谷町字ハケノ下八十番六の内、八十一番一の内及び八十一番十二の内

秋田県告示第三百六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成二十年七月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

| 申請者の住所及び氏名 | 道路の位置の指定箇所 | 道路の延長 | 道路の幅員 | 指定年月日 |
|--|-----------------------|------------|----------|-----------|
| 由利本荘市表尾崎町二十二番地四 鈴木不動産株式会社 代表取締役 鈴木 秀 夫 | 由利本荘市東梵天八十番の内及び八十一番の内 | 五十三・五〇メートル | 六・〇〇メートル | 平成二十年七月一日 |

秋田県告示第三百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成二十年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 申請者の住所及び氏名 | 道路の位置の指定箇所 | 道路の延長 | 道路の幅員 | 指定年月日 |
|-------------------------------|----------------------|------------|----------|-----------|
| 秋田市保戸野千代田町二番四十三号 三光不動産株式会社 | にかほ市平沢字石橋二十番一の内及び二十五 | 五十七・一一メートル | 六・〇〇メートル | 平成二十年七月一日 |

代表取締役 岩本竜大 番一の内

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北秋田郡上小阿仁村土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月八日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
北秋田郡上小阿仁村堂川字山根十九番地五 萩野 久男
- 二 就任理事の住所及び氏名
北秋田郡上小阿仁村堂川字外長綱三番地二 萩野 隆一

そ の 他

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成二十年行政書士試験を次のとおり実施する。

平成二十年七月八日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺 久

一 試験期日

平成二十年十一月九日(日)午後一時から午後四時まで

二 試験場所

秋田市手形学園町一番一号 秋田大学手形キャンパス

三 試験の科目及び方法

(一) 試験の科目

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等

ア 出題数 四十六題

イ 内容等 憲法、行政法(同法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成二十年四月一日現在施行されているものに出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等

ア 出題数 十四題

イ 内容 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及

その他

び文章理解

(二) 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、(一)は択一式及び記述式、(二)は択一式とする。

なお、(一)(1)の記述式の出題は、四十字程度で記述するものとする。

四 受験手続

(一) 郵送による受験申込み

(1) 受付期間

平成二十年八月四日(月)から同年九月五日(金)まで

(2) 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること(あて先は、印刷済)。平成二十年九月五日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 提出書類

受験願書一式

受験手数料 七千円

納付方法については、試験案内を参照のこと。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

郵送を希望する方は、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号・A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、あて先まで郵便で請求すること(平成二十年八月二十九日(金)までに必着のこと)。

イ 窓口配布

配布期間

平成二十年八月四日(月)から同年九月五日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

配布場所

東京都千代田区日比谷公園一番二号市政会館一階 財団法人行政書士試験研究センター

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県知事公室総務課

鹿角市花輪字六月田一番地 秋田県鹿角地域振興局総務企画部

北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 秋田県北秋田地域振興局総務企画部

大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地域振興局総務企画部大館事務所

能代市御指南町一番十号 秋田県山本地域振興局総務企画部

秋田市山王四丁目一番二号 秋田県秋田地域振興局総務企画部

由利本荘市水林三百六十六番地 秋田県由利地域振興局総務企画部

大仙市大曲上栄町十三番六十二号 秋田県仙北地域振興局総務企画部

秋田県仙北地域振興局総務企画部

| | |
|--|--|
| 平成二十年八月四日 (月)から同年九月五日 (金)まで(日曜日 及び土曜日を除く。) の午前九時から午後五 時まで | 横手市旭川一丁目三番四十一号 秋田県平鹿地域振興局総務企画部 湯沢市千石町二丁目一番十号 秋 田県雄勝地域振興局総務企画部 |
| 秋田市山王四丁目四番十四号秋田 県教育会館四階 秋田県行政書士 会 | |

- 財団法人行政書士試験研究センター以外の配布場所において、備え置く試験案内及び受験願書の数に限りがあるため、配布できない場合がある。
- (二) インターネットの利用による受験申込み
- (1) 受付期間
平成二十年八月四日(月) 午前九時から同年九月二日(火) 午後五時まで
- (2) 受験申込み画面への入力
財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://kyosei.shiken.or.jp>) のインターネット出願画面に接続し、必要事項を入力すること。
- (3) 受験手数料
七千円
- 納付方法は、クレジットカード(VISA、Master又はUCのもの)、かつ、受験申込者の名義のものに限る。)による決済のみとする。
- 納付された受験手数料は、原則として還付しない。
- (三) 連絡先
財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 〇三―五二五―一五六〇〇
- 五 特例措置の実施
身体機能に著しい障害のある方については、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験の申込みに先立って四(三)へ相談すること。
- 六 合格の発表の日時及び方法
(一) 日時

(二) 平成二十一年一月二十六日(月) 午前九時
方法
合格者の受験番号を、財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及びホームページに掲示し、及び表示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送する。

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄